

令和8年1月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

令和8年1月定例教育委員会付議議案 目次

第1号議案	専決処分の承認を求めることについて (教職員(小・中学校)の内申について)	1
第2号議案	臼杵市学校給食費条例の制定について	2
第3号議案	臼杵市立学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する規則の一部改正について	4

第1号議案及び第2号議案は非公開のため削除

第3号議案

白杵市立学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する規則の一部 改正について

白杵市立学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する規則の一部改正について、白杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年白杵市教育委員会規則第6号)第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求める。

令和8年1月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安東 雅幸

白杵市教育委員会規則第1号

白杵市立学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する規則

白杵市立学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する規則(平成21年白杵市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「告示」を「白杵市告示」に改め、「以下「生徒通学費補助金交付要綱」という。」を削り、同条第2項中「生徒通学費補助金交付要綱」を「白杵市立小学校遠距離児童通学費補助金交付要綱(令和5年白杵市告示第34号。以下「児童通学費補助金交付要綱」という。)」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の場合において、児童通学費補助金交付要綱第2条第1項中「の居住地から小学校までの距離が4キロメートル以上の地域に居住する者」の規定は適用しないものとし、同条第2項の表中「3分の1の額」を「1分の1の額」と読み替えるものとし、同表各項の適用については、教育長が別に定める基準により行うものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は令和8年4月1日から施行する。

理 由

学校統廃合に伴い、スクールバス・タクシーを使用しない児童の保護者への通学費を満額支給するため。